

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた 市有公共施設利用休止期間の延長について

新型コロナウイルスの急激な感染拡大に対応するため市有公共施設の利用を1月31日（月）から2月10日（木）まで原則休止しておりますが、武雄市内における新型コロナウイルス感染者数が毎日数十人単位で確認されており、状況の好転がみられないため、利用休止期間を10日間延長することを決定しました。（市立図書館、屋外公園等を除きます。）

延長前：令和4年1月31日（月）から2月10日（木）まで

延長後：令和4年1月31日（月）から2月20日（日）まで

施設区分ごとの対応については、別紙のとおりです。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部資産活用課 TEL 0954-27-7090

武雄市公共施設 新型コロナウイルス対応

令和4年2月8日

施設	対応	実施日等	備考
道の駅 山内	現行どおり (休止なし)	主として経済活動施設であるため	
図書館・こども図書館・歴史資料館	貸出のみ利用可能	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	座席撤去、イベント中止 休止期間延長 2/10⇒2/20
観光公園	現行どおり (休止なし)	屋外施設であるため	
公園 (四季の丘公園資料館・競輪場公園含む)	現行どおり (休止なし)	屋外施設であるため	※四季の丘公園資料館は利用 休止(1/31~)
スポーツ施設	屋内	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)
	屋外	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)
集会施設 (文化会館・山内改善センター)	原則利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	一部の公共的会議等を除く 休止期間延長 2/10⇒2/20
各町公民館	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	休止期間延長 2/10⇒2/20
市営住宅	集会所	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)
	公園	現行どおり (休止なし)	屋外施設であるため
保健福祉施設	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	休止期間延長 2/10⇒2/20
子育て支援センター	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	休止期間延長 2/10⇒2/20
学校	体育館	利用休止	1月27日(金) ~ 2月20日(日)
	運動場	利用休止	1月27日(金) ~ 2月20日(日)
キャンプ場	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	休止期間延長 2/10⇒2/20
市本庁舎 市民共有スペース	利用休止	1月31日(月) ~ 2月20日(日)	休止期間延長 2/10⇒2/20

武雄市観光ポート場、山内中央公園、四季の丘公園のバーベキュー利用休止も期間延長(1/31~**2/20**)